

平成 29 年 10 月 18 日、佐藤弁護士、池本弁護士、堤弁護士において、「民事信託に関する具体的事例と課税上の諸問題」の研修を受講しました。本信託の概要は以下のとおりです。

・信託については、近年、信託法が改正され、①遺言書の代わりとして相続目的で行う事例、②成年後見の代わりとして財産管理目的で信託契約を結ぶ事例、③自分の死後に残された家族の生活保障目的で行う事例等が増えています（自分の死後のペットの生活を保障するためのペット信託という方法も考えられています）。

信託は、「委託者」が自己の財産を「受託者」に託し、「受益者」のために管理してもらうという制度です。受託者への委託内容や受益者の受ける利益の内容を、委託者において自由に設定できるため、遺言書に比べても柔軟なスキームの設定をすることが可能になり、当事務所においても遺言書の代わりに信託をお勧めするケースがあります。

このようなメリットのある信託ですが、場合によっては、贈与税や相続税、所得税といった税負担を伴うことがありますので、利用するにあたっては税金の問題も考慮して契約内容を考える必要があります。そして、信託における税負担を考える場面として、(1)信託設定時、(2)信託期間中、(3)信託の終了時の 3 つに分けることができます。

#### (1) 信託の設定時

信託の設定時には、委託者自身が受益者となるケースか（これを自益信託といいます）、委託者以外の第三者が受益者となるケースか（これを他益信託といいます）によって、税負担も異なります。

自益信託の場合には、信託設定時に税金はかかりません。これに対し、他益信託の場合には、委託者の死亡に基因して信託の効力が生じる場合には相続税が、それ以外の原因（契約）に基因して信託の効力が生じる場合には贈与税が、それぞれ受益者に対して発生することになります。そのため、他益信託とする場合には注意が必要です。

#### (2) 信託期間中

信託期間中に、信託財産から利益が生じた場合（不動産なら賃料、預金なら利子等）には、信託によって利益を受ける受益者に対して所得税が課されることになります（受益者等課税信託）。

#### (3) 信託終了時

信託終了時には、受益者の死亡により信託が終了した場合には相続税が、そ

れ以外の理由により信託が終了した場合には贈与税が、それぞれ帰属権利者（もしくは残余財産受益者）に対して課されることになります。

この場合に、受益者と帰属権利者が一親等内の血族（親子）又は配偶者の関係にない場合には（例えば兄弟姉妹）、通常の相続税の税額に2割が加算された税額を収める必要が生じるため注意が必要です。スキームの組み方によっては、本来、通常の相続税で済んでいたものが、信託をしたことによって2割の加算となるケースもあるため、2割加算となっても信託を利用するだけのメリットがあるかどうかを慎重に判断する必要があります。

その他、不動産を信託財産とする場合には固定資産税や登録免許税、不動産取得税についても考慮する必要があります。

本研修で学んだ税務知識も踏まえて、今後の信託に関する業務に取り組んでまいります。

以上